

会 告

一判定区分の改訂等について一

2022年4月より判定区分に関する表記の改訂を実施し、脚注の追加を行います。

1. 判定区分の表記の改訂

(旧判定区分)

| | | | | |
|-------|-------|----------------------|-----------------------|----------|
| A異常なし | B軽度異常 | C要経過観察 (生活改善・再検査) | D要医療 D1 要治療 D2 要精検 | E 治療中 |
|-------|-------|----------------------|-----------------------|----------|



(2022年度4月 新判定区分)

| | | | | |
|-----------|-----------|-----------------------|----------------------|----------|
| A 異常なし | B 軽度異常 | <u>C</u> 要再検査・生活改善 | <u>D</u> 要精密検査・治療 | E 治療中 |
|-----------|-----------|-----------------------|----------------------|----------|

2. 改訂の理由等

「C：要再検査・生活改善」

C 要経過観察の表現を改訂する。X か月後など再検査時期を明記し、受診者行動を明確に指示する。画像検査・生理検査などは1年後の再検査としてもよい。なお経過観察、定期的検査、症状あれば受診、などの不明瞭な記載は行わない。血圧は健診機関での再検査よりも家庭血圧測定を推奨する。

「D：要精密検査・治療」

D 要医療の表現を改訂する。精密検査を行うか、治療を行うかは、紹介先が決定することになるため D1, D2 を併合する。値の高低・所見によって要精密検査、要治療を使い分けしてもよい。

3. 脚注追加の理由等

3-1 non-HDL コレステロールの判定区分適応

・厚生労働省 特定健康診査

標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】 第2編別紙[4,371KB]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155.html>

の2-49ページ、non-HDL コレステロールを判定する場合の基準が設定されています。

「LDL コレステロールは、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合を除き、

Friedewald 式で計算する。トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合は、non-HDL コレステロール値を用いて評価する。ただし、LDL コレステロールの直接測定法も可。」となっています。とりまとめますと、

(1) トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合

LDL コレステロールの代わりに、non-HDL コレステロールで判定します。

(2) トリグリセライド 400mg/dl 未満かつ空腹時採血の場合

non-HDL コレステロールの値を判定に用いず、LDL コレステロール値で判定します。ただし、LDL コレステロール、中性脂肪、HDL コレステロールがすべて A 判定で、non-HDL コレステロールのみが A 区分でない場合は脂質判定を B 判定とします。なお総コレステロールは non-HDL コレステロール算定のために使用し、判定は行いません。

3-2 子宮頸部細胞診

「検体は医師採取のみとし、自己採取は認めない」を追記引用します。

<https://www.ningen-dock.jp/14185>